

# 財団法人ひろしま国際センターの個人情報保護に関する要綱

## 目 次

- 第1章 総則（第1条～第3条）
- 第2章 個人情報の保護
  - 第1節 本法人が扱う個人情報の取扱い（第4条～第9条）
  - 第2節 開示（第10条～第20条）
  - 第3節 訂正（第21条～第26条）
  - 第4節 利用停止（第27条～第31条）
- 第3章 組織及び体制（第32条～第39条）
- 第4章 雑則（第40条～第44条）
- 附則

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この要綱は、財団法人ひろしま国際センター（以下「本法人」という。）が保有する個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることを目的とする。

#### （定義）

第2条 この要綱において「個人情報」とは、個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。

2 この要綱において「保有個人情報」とは、本法人の役員及び職員（嘱託職員及び臨時職員を含む。以下「役職員」という。）が業務上作成し、又は取得した個人情報であつて、本法人の役職員が組織的に利用するものとして、本法人が保有しているものをいう。ただし、法人文書（財団法人ひろしま国際センターの情報公開に関する要綱第2条に規定する法人文書をいう。以下同じ）に記録されているものに限る。

3 この要綱において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別され、又は識別され得る特定の個人をいう。

4 この要綱において「個人情報保護コンプライアンス・プログラム」とは、本法人が保有する個人情報を保護するための方針、組織、計画、監査及び見直しを含む本法人内の仕組みのすべてをいう。

5 この要綱において「個人情報保護管理者」とは、本法人内において、個人情報保護コンプライアンス・プログラムの実施及び運用に関する責任と権限を有する者をいう。

6 この要綱において「監査責任者」とは、本法人内において、公平かつ客観的な立場にあり、監査の実施及び報告を行う責任と権限を有する者をいう。

(責務)

第3条 本法人は、この要綱の目的を達成するため、個人情報の保護に関し必要な措置を講じるものとする。

2 本法人の役職員又は役職員であった者は、業務上知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

第2章 本法人が扱う個人情報の保護

第1節 個人情報の取扱い

(個人情報取扱事務の登録)

第4条 本法人は、個人情報を取り扱う事務であって、個人の氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を検索し得る状態で個人情報が記録された法人文書を使用するもの(以下「個人情報取扱事務」という。)について、個人情報取扱事務登録簿(以下「登録簿」という。)を作成し、一般の閲覧に供するものとする。

2 本法人は、個人情報取扱事務を開始しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を前項の登録簿に登録するものとする。登録した事項を変更しようとするときも同様とする。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
- (2) 個人情報取扱事務の目的
- (3) 個人情報取扱事務を所管する組織の名称
- (4) 個人情報の記録項目
- (5) 個人情報の収集方法
- (6) 前各号に掲げるもののほか、本法人が定める事項

3 前項の規定にかかわらず、あらかじめ、登録簿に登録することができないやむを得ない理由がある場合、当該理由がなくなった後に登録することができるものとする。

4 本法人は、第2項の規定により登録した個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なく、当該個人情報取扱事務に係る登録を登録簿から抹消するものとする。

5 前各項の規定は、本法人の役職員又は役職員であった者に係る人事、給与、福利厚生等に関する事項を記録する個人情報取扱事務については、適用しない。

(収集の制限)

第5条 本法人は、個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集するものとする。

2 本法人は、思想、信条及び信教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報を収集しないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令又は条例（以下「法令等」という。）の規定に基づいて、又は本法人が法令等の規定により従う義務を有する国若しくは地方公共団体の指示により収集するとき。
  - (2) 本法人が行う事務の執行上必要であり、かつ、欠くことができないと本法人が認めて収集するとき。
- 3 本法人は、個人情報を収集するときは、本人から収集するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
- (1) 法令等の規定に基づいて、又は本法人が法令等の規定により従う義務を有する国若しくは地方公共団体の指示により収集するとき。
  - (2) 本人の同意に基づいて収集するとき。
  - (3) 出版、報道等により公にされているものから収集するとき。
  - (4) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急かつやむを得ない必要があると認めて収集するとき。
  - (5) 所在不明、心身の故障等の理由により、本人から収集することができないとき。
  - (6) 前各号に掲げる場合のほか、本人から収集したのでは個人情報を取り扱う事務の性質上その目的の達成に支障が生じ、又は円滑な実施を困難にするおそれがあることその他本人以外のものから収集することに相当な理由があると認められるとき。
- 4 本法人は、前項本文の場合において、本人から直接書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録（第13条第2項において「電磁的記録」という。）を含む。）に記録された当該本人の個人情報を収集するときは、あらかじめ、本人に対し、当該個人情報を取り扱う事務の目的を明示するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
- (1) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急かつやむを得ない必要があるとき。
  - (2) 個人情報を取り扱う事務の目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。
  - (3) 個人情報を取り扱う事務の目的を本人に明示することにより、本法人又は国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体若しくは地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
  - (4) 収集の状況からみて個人情報を取り扱う事務の目的が明らかであると認められるとき。

（利用及び提供の制限）

第6条 本法人は、個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために保有個人情報を本法人内において利用し、又は本法人以外のものに提供しないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令等の規定に基づいて、又は本法人が法令等の規定により従う義務を有する国若しくは地方公共団体の指示により利用し、又は提供するとき。

- (2) 本人の同意に基づいて利用し、若しくは提供するとき、又は本人に提供するとき。
  - (3) 出版、報道等により公にされているものを利用し、又は提供するとき。
  - (4) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急かつやむを得ない必要があると認められる場合において、利用し、又は提供するとき。
  - (5) 専ら統計の作成又は学術研究の目的のために利用し、又は提供するとき。
  - (6) 本法人が利用する場合又は国、独立行政法人等、地方公共団体若しくは地方独立行政法人に提供する場で、相当な理由があると認めてそれぞれの事務の目的に必要な範囲内において、利用し、又は提供するとき。
  - (7) 犯罪の予防、鎮圧又は捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持を目的として前号に規定するもの以外のものに提供する場合で、提供することについて特別の理由があると認めて提供するとき。
  - (8) 前各号に掲げる場合のほか、相当な理由があると認めて利用し、又は提供するとき。
- 2 本法人は、前項ただし書の規定により、保有個人情報を利用し、又は提供することによって、本人及び第三者の権利利益を不当に侵害しないものとする。
  - 3 本法人は、第1項第3号から第7号までの規定に基づき、本法人以外のものに保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受けるものに対し、提供に係る個人情報について、その使用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じるよう求めるものとする。
  - 4 本法人は、事務の執行上必要かつ適切であると認められる場合において、通信回線による電子計算組織の結合により保有個人情報を本法人以外のものに提供しようとするときは、個人の権利利益を侵害することのないよう、提供に係る保有個人情報について、その漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の保護のために必要な措置を講じるものとする。

#### (適正管理)

第7条 本法人は、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じるものとする。

- 2 本法人は、個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために必要な範囲内で、保有個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努めるものとする。
- 3 本法人は、保有する必要がなくなった保有個人情報を確実に、かつ、速やかに廃棄し、又は消去するものとする。ただし、歴史的資料の保存の目的のために保存されることとなる保有個人情報については、この限りでない。

#### (役職員の監督)

第8条 本法人は、本法人の役職員に個人情報を取り扱わせるに当たっては、当該個人情報の安全管理が図られるよう、当該役職員に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

(委託に伴う措置等)

第9条 本法人は、個人情報の取扱いを伴う事務を本法人以外のものに委託しようとするときは、委託に伴って取り扱うこととなる個人情報の保護のために必要な措置を講じるものとする。

2 本法人から個人情報の取扱いを伴う事務の委託を受けたものは、委託に伴って取り扱うこととなる個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 前項の委託を受けた事務に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

## 第2節 開示

(開示申出)

第10条 何人も、本法人に対し、本法人の保有する自己に関する保有個人情報の開示を申し出ることができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による開示の申出(以下「開示申出」という。)をすることができる。

(開示申出の方法)

第11条 開示申出をしようとする者は、本法人に対し、次に掲げる事項を記載した書面(以下「開示申出書」という。)を提出しなければならない。ただし、本法人が当該開示申出書を提出することが困難であると認めるときは、この限りでない。

(1) 氏名及び住所

(2) 開示申出をしようとする保有個人情報を特定するために必要な事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、本法人が定める事項

2 開示申出をしようとする者は、本法人に対し、自己が開示申出に係る保有個人情報の本人であること(前条第2項の規定による開示申出にあつては、開示申出に係る保有個人情報の本人の法定代理人であること)を示す書類として本法人が定めるものを提示し、又は提出しなければならない。

3 本法人は、開示申出書に形式上の不備があると認めるときは、開示申出をした者(以下「開示申出者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができるものとする。この場合において、本法人は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めるものとする。

(開示申出に対する措置)

第12条 本法人は、開示申出に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定(以下「開示決定」という。)をし、開示申出者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用の目的(以

下「利用目的」という。)並びに開示の日時及び場所を、速やかに書面により通知するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。

(1) 当該利用目的を開示申出者に通知することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。

(2) 当該利用目的を開示申出者に通知することにより、本法人又は国、独立行政法人等、地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

2 開示決定の内容が開示申出に係る保有個人情報の全部を開示する旨であって、当該開示申出があった日に開示するときは、前項の規定にかかわらず、開示申出者に対し、口頭により通知することができる。

3 本法人は、開示申出に係る保有個人情報の全部を開示しないとき(第18条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示申出に係る保有個人情報を保有していないときを含む。以下同じ。)は、開示をしない旨の決定をし、開示申出者に対し、その旨を書面により通知するものとする。

4 本法人は、第1項及び前項の規定により開示申出に係る保有個人情報の全部又は一部を開示しないときは、開示申出者に対し、当該各項に規定する書面においてその理由を示すものとする。

5 本法人は、前項の場合において、開示申出に係る保有個人情報が第15条各号に掲げる情報に該当しないこととなることにより、当該保有個人情報の全部又は一部を開示することができる期日を明らかにすることができるときは、その旨及び開示することができる期日を前項の書面に付記するものとする。

#### (開示決定等の期限)

第13条 本法人は、開示申出があったときは、開示申出があった日から15日以内に、前条第1項又は第3項の決定(以下「開示決定等」という。)をするものとする。ただし、第11条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 本法人は、事務処理上の困難その他正当な理由により、前項に規定する期間内に開示決定等を行うことができないときは、その期間を延長することができるものとする。この場合において、本法人は、開示申出者に対し、速やかに延長後の期間及び延長の理由を書面により通知するものとする。

#### (開示の実施方法)

第14条 本法人は、開示決定をしたときは、速やかに開示申出者に対し、当該決定に係る保有個人情報の開示をするものとする。

2 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書、図画又は写真に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して本法人が定める方法により行うものとする。

3 本法人は、開示申出に係る保有個人情報の開示をすることにより、当該保有個人情報が記録されている法人文書が汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときその他相当の理由があるときは、前項の規定にかかわらず、当該法人文書の閲覧に代えて、当該法人文書を複写したものにより、これを行うことができるものとする。

4 第11条第2項の規定は、開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者について準用する。

( 保有個人情報の開示 )

第15条 本法人は、開示請求があったときは、開示申出に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示者に対し、当該保有個人情報を開示するものとする。

- (1) 法令等の定めるところにより、又は本法人が法令等の規定により従う義務を有する国若しくは地方公共団体の指示により、開示することができないと認められる情報
- (2) 開示申出者(第10条第2項の規定により未成年者又は成年被後見人の法定代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第4号、次条第2項並びに第19条第1項において同じ。)の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報
- (3) 開示申出者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、開示申出者以外の特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの(他の情報と照合することにより、開示申出者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は開示申出者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示申出者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令等の規定により又は慣行として開示申出者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が本法人の役職員である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該役職員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

- (4) 法人等に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

- (5) 開示するところにより、犯罪の予防、鎮圧、捜査、公訴の維持、刑の執行その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると本法人が認めることにつき相当の理由がある情報

- (6) 本法人並びに国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討、協議、調査研究等に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

- (7) 本法人又は国、独立行政法人等、地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ 契約、入札、交渉、渉外又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ロ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

ハ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

ニ 国若しくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

ホ 個人の評価、診断、選考、指導、相談等に係る事務に関し、当該事務若しくは将来の同種の事務の目的の達成ができなくなり、又はこれらの事務の公正かつ円滑な執行に支障を及ぼすおそれ

(8) 本法人の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供された情報であって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当該情報が提供された当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

#### (部分開示)

第16条 本法人は、開示申出に係る保有個人情報に不開示情報とそれ以外の保有個人情報とがある場合において、不開示情報に該当する部分を容易に、かつ、開示申出の趣旨を損なわない程度に分離できるときは、開示申出者に対し、当該部分を除いた部分につき開示するものとする。

2 開示申出に係る保有個人情報に前条第3号の情報(開示申出者以外の特定の個人が識別され、又は識別され得るものに限る。)が含まれている場合において、当該情報のうち、開示請求者以外の特定の個人が識別され、又は識別され得ることとなる記述等の部分を除くことにより、開示しても、開示申出者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

#### (裁量的開示)

第17条 本法人は、開示申出に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示申出者に対し、当該保有個人情報を開示することができるものとする。

#### (保有個人情報の存否に関する情報)

第18条 開示申出に対し、当該開示申出に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示申出を拒否することができるものとする。

#### (第三者に対する意見照会)

第19条 開示申出に係る保有個人情報に本法人及び開示申出者以外の者(以下この条において「第三者」という。)に関する情報が含まれているときは、本法人は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容その他本法人の定める事項を通知して、意見を求めるものとする。

### (費用負担)

第20条 開示申出に係る保有個人情報が記録されている法人文書の写しの交付を受ける者は、次に定める費用を負担しなければならない。

- (1) 複写機により単色刷りとした用紙(A3版まで) 1枚につき 10円
- (2) 3.5インチのフロッピーディスク(2HD) 1枚につき100円
- (3) 前2号以外のものによる写し 当該写しの交付に要した費用(写しの作成を委託した場合における委託に要した費用等)の実費相当額
- (4) 郵送 郵送に要する実費相当額

### 第3節 訂正

#### (訂正申出)

第21条 何人も、この要綱の規定に基づき開示を受けた自己に関する保有個人情報(次に掲げるものに限る。第28条第1項において同じ。)の内容が事実でないと思料するときは、本法人に対し、当該保有個人情報の訂正(追加又は削除を含む。以下同じ。)を申し出ることができるものとする。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して法令等の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

- (1) 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報
  - (2) 開示申出に係る保有個人情報であって、法令等の規定により開示を受けたもの
- 2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の申出(以下「訂正申出」という。)をすることができるものとする。
- 3 訂正申出は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

#### (訂正申出の方法)

第22条 訂正申出をしようとする者は、本法人に対し、次に掲げる事項を記載した書面(以下「訂正申出書」という。)を提出しなければならない。ただし、当該訂正申出書を提出することが困難であると本法人が認めるときは、この限りでない。

- (1) 氏名及び住所
  - (2) 訂正申出をしようとする保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するために必要な事項
  - (3) 訂正申出の趣旨及び理由
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、本法人が定める事項
- 2 訂正申出をしようとする者は、訂正申出に係る保有個人情報の本人であること(前条第2項の規定による訂正申出にあっては、訂正申出に係る保有個人情報の本人の法定代理人であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 本法人は、訂正申出書に形式上の不備があると認めるときは、訂正申出をした者(以下「訂正申出者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができるものとする。

(訂正申出に対する措置)

第23条 本法人は、訂正申出に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正申出者に対し、その旨を書面により通知するものとする。

2 本法人は、訂正申出に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正申出者に対し、その旨及びその理由を書面により通知するものとする。

(訂正決定等の期限)

第24条 本法人は、訂正申出があったときは、訂正申出があった日から30日以内に、前条第1項又は第2項の決定(以下「訂正決定等」という。)をするものとする。ただし、第22条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 本法人は、事務処理上の困難その他正当な理由により、前項に規定する期間内に訂正決定等を行うことができないときは、その期間を延長することができるものとする。この場合において、本法人は、訂正申出者に対し、速やかに延長後の期間及び延長の理由を書面により通知するものとする。

(保有個人情報の訂正)

第25条 本法人は、訂正申出があった場合において、当該訂正申出に理由があると認めるときは、当該訂正申出に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をするものとする。

(保有個人情報の提供先への通知)

第26条 本法人は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、速やかにその旨を書面により通知するものとする。

#### 第4節 利用停止

(利用停止申出)

第27条 何人も、この要綱の規定に基づき開示を受けた自己に関する保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、本法人に対し、当該各号に定める措置を申し出ることができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下「利用停止」という。)に関して法令等の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 本法人により適法に取得されたものでないとき、第5条第2項若しくは第3項の規定に違反して収集されたものであるとき、又は第6条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

- (2) 第6条第1項及び第2項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止
- 2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求(以下「利用停止請求」という。)をすることができるものとする。
- 3 利用停止申出は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

#### (利用停止の方法)

第28条 利用停止申出をしようとする者は、本法人に対し、次に掲げる事項を記載した書面(以下「利用停止申出書」という。)を提出しなければならない。ただし、当該利用停止申出書を提出することが困難であると本法人が認めるときは、この限りでない。

- (1) 氏名及び住所
  - (2) 利用停止申出をしようとする保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するために必要な事項
  - (3) 利用停止申出の趣旨及び理由
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、本法人が定める事項
- 2 利用停止申出をしようとする者は、利用停止申出に係る保有個人情報の本人であること(前条第2項の規定による利用停止申出にあっては、利用停止申出に係る保有個人情報の本人の法定代理人であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。
  - 3 本法人は、利用停止申出書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止申出をした者(以下「利用停止申出者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができるものとする。

#### (利用停止申出に対する措置)

第29条 本法人は、利用停止申出に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止申出者に対し、その旨を書面により通知するものとする。

- 2 本法人は、利用停止申出に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止申出者に対し、その旨及びその理由を書面により通知するものとする。

#### (利用停止決定等の期限)

第30条 本法人は、利用停止申出があったときは、利用停止申出があった日から30日以内に、前条第1項又は第2項の決定(以下「利用停止決定等」という。)をするものとする。ただし、第28条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 本法人は、事務処理上の困難その他正当な理由により、前項に規定する期間内に利用停止決定等を行うことができないときは、その期間を延長することができるものとする。この場合において、本法人は、利用停止申出者に対し、速やかに延長後の期間及び延長の理由を書面により通知するものとする。

#### (保有個人情報の利用停止)

第31条 本法人は、利用停止申出があった場合において、当該利用停止申出に理由があると認めるときは、本法人における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするものとする。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

### 第3章 組織及び体制

#### (個人情報保護管理者)

第32条 本法人は、個人情報保護管理者1名を任命し、本法人内における個人情報の管理業務を行わせるものとする。

- 2 個人情報保護管理者は、この要綱に定めるところに基づき、個人情報保護に関する関係規程の整備、安全対策の実施、教育訓練等を推進するための個人情報保護コンプライアンス・プログラムを策定し、周知徹底等の措置を実践する責任を負うものとする。
- 3 個人情報保護管理者は、個人情報保護コンプライアンス・プログラムの策定及びその実施のために補佐を行う者として、副個人情報保護管理者を任命することができるものとする。

#### (教育)

第33条 個人情報保護管理者は、個人情報保護コンプライアンス・プログラムの重要性を理解させ、確実な実施を図るため、継続的かつ定期的に教育・訓練を行うものとする。

#### (作業責任者)

第34条 個人情報保護管理者は、個人情報を取り扱う作業が行われるに際し、当該作業に関する責任者を任命するものとする。

#### (監査)

第35条 本法人は、監査責任者を任命し、本法人内における個人情報の管理が個人情報保護コンプライアンス・プログラムに従い適正に実施されているかにつき定期的に監査を行わせるものとする。

- 2 監査責任者は、監査を実施し、監査の結果につき、本法人に対して報告を行うものとする。
- 3 監査責任者は、本法人内における個人情報の管理につき個人情報コンプライアンス・プログラムに違反する行為があった場合には、個人情報保護管理者及び関係者に対し、改善指示を行うものとする。
- 4 前項に基づき改善指示を受けた者は、速やかに適正な改善措置を講じ、その内容を監査責任者に報告するものとする。
- 5 監査責任者は、前項によりなされた改善措置を評価し、本法人に対して報告するものとする。

#### (法律等の遵守)

第36条 役職員は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び本法人の要綱等を誠実に遵守して、その業務を遂行しなければならない。

（禁止事項）

第37条 役職員は、保有個人情報について、次に掲げることを行ってはならない。

- (1) 不正な手段で取得すること
- (2) 外部の者に漏えいすること
- (3) 業務以外の目的で使用すること
- (4) 不正に改ざん又は消去すること
- (5) 第三者に漏えいすること
- (6) その他不正を行うこと

2 本法人の役職員は、保有個人情報が記録されている媒体を外部に持ち出してはならない。やむを得ない事情によって持ち出さなければならないときは、あらかじめ、許可を得なければならない。

3 保有個人情報が記録されている媒体を外部に持ち出したときは、保有個人情報が不正に第三者に漏えいすることのないよう、十分注意しなければならない。

（正確性の確保）

第38条 役職員は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人情報を正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。

（報告義務及び罰則）

第39条 個人情報保護コンプライアンス・プログラムに違反する事実又は違反するおそれがあることを発見した者は、その旨を個人情報保護管理者に報告しなければならない。

2 個人情報保護管理者は、前項による報告の内容を調査し、違反の事実が判明した場合には、遅滞なく、関係部門に適切な処置を行うよう指示しなければならない。

3 個人情報保護コンプライアンス・プログラムに違反した役職員は、本法人の就業規程に定めるところにより懲戒に処するものとする。

## 第4章 雑則

（見直し）

第40条 本法人は、適切な個人情報の保護を維持するために、定期的に、本要綱の改廃を含む個人情報保護コンプライアンス・プログラムの見直しを行うものとする。

（不服申立て）

第41条 この要綱に基づく開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等については、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)に基づく不服申立ての対象にすることはできないものである。

(苦情の処理)

第42条 本法人は、本法人が行う個人情報の取扱いに関して苦情の申出があったときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

2 本法人は、前項の目的を達成するため、個人情報の取扱いに関する苦情受付・相談窓口を設けるものとする。

(開示請求等をしようとする者に対する措置)

第43条 本法人は、開示申出、訂正申出又は利用停止申出(以下この条において「開示申出等」という。)をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示申出等を行うことができるよう、開示申出等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講じるものとする。

(委任)

第44条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の運用に関し必要な事項は、細則で定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成17年9月1日から施行する。